

学校教育における

「法」に関する教育の推進

「法」に関する教育カリキュラムの活用に向けて

東京都教育委員会は、次代を担う子供たちが法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付けることができるよう、学習指導要領における「法」に関する教育に関わる指導内容を明らかにするとともに、各教科等の指導計画例を「『法』に関する教育カリキュラム」で示しています。

本リーフレットでは、この「『法』に関する教育カリキュラム」を踏まえた、「法律実務家との連携の視点」とその「授業展開例」、特に法律実務家が実際に参画した1単位時間の授業の概要について紹介します。

法律実務家との連携の視点

視点 1

教材の作成・収集における連携

- 教材作成における法実務を生かした助言と協力
 - ・ 指導計画作成前の打ち合わせにおける、専門的な見地からの教材に対する意見や、指導計画に対する助言
- 法律実務家による模擬授業等で活用した教材の提供

視点 2

授業の実施前・実施中・実施後における連携

- 授業実施前の支援
 - ・ 単元の指導計画の作成中に生じた疑問に対する助言
- 授業実施中の支援
 - ・ 法やきまり、ルールの意義や役割の理解に関する説明
 - ・ 児童・生徒の意見交換時のコーディネート
- 授業実施後の支援
 - ・ 次時の授業に向けた改善の方向性についての助言

〔授業実施後の協議会の様子〕



法に関する教育とは……

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている「自由・権利」と「責任・義務」などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

日本国憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ授業展開例

単元名「憲法と私たちの暮らし」

日本国憲法の基本的な考え方に重点をおいた授業構想

＜社会的事象への関心・意欲・態度＞

・日本国憲法と我が国の政治や国民生活との関連に関心をもち、それを意欲的に調べ、日本国憲法に基づく我が国の政治の働きを考えようとしている。

＜社会的な思考・判断・表現＞

・現在の我が国の民主政治は、日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることや自分たちの生活とも関係があることを考え、適切に表現している。

＜観察・資料活用の技能＞

・日本国憲法と我が国の政治や国民生活との関連について、資料を活用して必要な情報を集め、読み取ったことを図表などにまとめている。

＜社会的事象についての知識・理解＞

・日本国憲法は、国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は、日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解している。

単元の構成
10時間扱い

1 「日本国憲法と国民生活との関連」について学習問題を見いだす。
〈1時間扱い〉

2 日本国憲法の主な内容について調べる。
〈4時間扱い〉

3 日本国憲法について調べたことをまとめる。
〈1時間扱い〉

4 選挙について調べ、きまりをつくる時に気を付けることについて考える。
〈4時間扱い〉

本時のねらい
(10時間中第10時)

きまりをつくる時に気を付けることを考え、法やきまりは、日本国憲法の考え方に基いて決められており、自由で公正な社会を支えるものであることを理解する。

導入

前時に行った「給食についての模擬選挙」の問題点を考える。

模擬選挙の投票率は100%であったが、1学級だけの投票で給食のメニューを決めてしまった。

本時の学習課題をつかむ。

「きまりをつくる時には、どのようなことに気を付けていけばよいでしょうか。」

展開

自分の考えをまとめ、発表する。

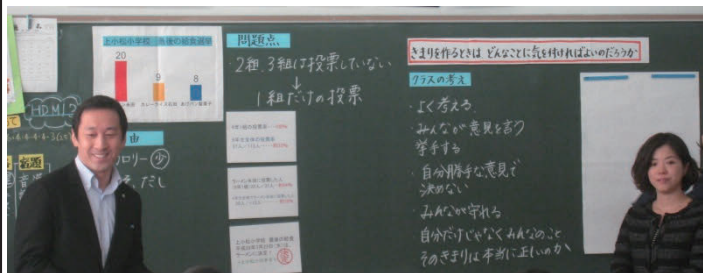
「みんなが自分の意見を出すようにする。」「なるべく多くの人が納得するようにする。」「みんなが守れる。」

みんなのためのきまりは、自分たちがよりよく暮らしていくためのものであることをとらえさせる。

法律実務家の話を聞き、限られた人で物事を決定することの危うさや、法やきまりは日本国憲法の基本的な考え方に基いていることについて理解を深める。

法律実務家の話

「投票率が低いと、少数の意見で人々の生活に関わる法律などが決まってしまう。」「自分たちの意見を法律に反映させるためには、選挙で投票することが必要。」「国の政治のあり方を決める権利は、私たち国民にある。」「私たちが安心して暮らすために日本国憲法があり、きまりは日本国憲法に基づいている。」



〔司法書士の先生による解説〕

終末

今日の学習について、振り返りをノートにまとめる。

法やきまりの役割を理解する。

「きまりをつくるときは、自分だけでなくみんなのことを考えるようにしたい。法やきまりは、日本国憲法の考え方に基いており、私たちの生活をよりよくするためにあることが分かった。」「きまりをつくるときは、公平に、また一部の人だけが得をしないようにつくることの意味が分かった。」

東京司法書士会 との連携による授業展開例②

中学校
第3学年
社会科
〔公民的分野〕

日本国憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ授業展開例

単元名「法に基づく政治」

法に基づく政治の理解に重点をおいた授業構想

<社会的事象への関心・意欲・態度>

・自分たちの生活が日本国憲法と法律によって守られていることを知り、法に基づく政治に興味・関心をもつ。

<社会的な思考・判断・表現>

・日本国憲法の存在意義、日本国憲法と法律の違い、法に基づく政治の必要性について多面的・多角的に考察し、その結論を自分の言葉で表現している。

<資料活用の技能>

・様々な資料から日本国憲法の存在意義、日本国憲法と法律の違い、法に基づく政治の必要性を読み取っている。

<社会的事象についての知識・理解>

・日本国憲法の条文の知識だけでなく、なぜそのような規定があるのかについて知り、民主的な社会生活を営むためには法に基づく政治が大切であることを理解している。

単元の構成
5時間扱い

1 日本国憲法の意義について考える。
<1時間扱い>

2 立憲政治の成立について理解する。
<1時間扱い>

3 基本的人権とは何かについて考える。
<1時間扱い>

4 日本国憲法と法律との関係について考える。
<1時間扱い>

5 法に基づく政治の意義についてまとめる。
<1時間扱い>

本時のねらい
(5時間中第3時)

日本国憲法に規定された「基本的人権の尊重」について身近な例から考察し、日本国憲法の意義について考えを深める。

導入

日本国憲法の三大原則について確認する。

展開

クラスみんなで決めてよいことと決めてはいけないことを例題から考える。

分類した理由を明確にする。

<例題>

・宿泊行事におけるクラスの出し物 ・クラス一人一人の昼休みの過ごし方 ・教室の掃除当番の決め方
・クラスの中で一番人数の多い部活動の目標 ・遠足におけるバスの座席

個人で考察後、グループで協議したことをクラス全体で共有した結果、明らかになったこと

「みんなで決めてよいことは、みんな(全体)に関わること。」「みんなで決めてはいけないことは、個人の自由、権利、行動を侵すこと。不公平、不平等になること。」

法律実務家の話

「みんなのことを一部の人で決めることはよいのだろうか。」

国会議員が決めてよいことと決めてはいけないことを例題から考える。

<事例>

・政府の方針に反対した人を処罰する法律を制定すること ・他人のものを盗んだ人を処罰する法律を制定すること
・女性に選挙権を認めない法律を制定すること ・伝染病にかかった人を強制的に病院に隔離する法律を制定すること
・政府が国民一人一人の職業を適切に決定する法律を制定すること

個人で考察後、グループで協議したことをクラス全体で共有した結果、明らかになったこと

「国会で決めてよいことは、社会全体に関わること。」

「国会で決めてはいけないことは、個人の自由や利益、権利の侵害につながる。」

終末

クラスで決めてよいことと、国会で決めてよいことに共通することを考える。

日本国憲法の意義について理解させる。

・クラスでも国会でも、決めてよいことは、社会全体に関わることである。
・クラスでも国会でも、決めてはいけないことが「個人の自由に任せられるべきこと」、「全ての人に平等でないこと」である。
・決めてはいけないことが「基本的人権」である。

法律実務家の話

「基本的人権は法律で制限できない。しかし、国や行政が制限してしまうことがある。」

単元名「ごみの始末と利用」

地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりに重点をおいた授業構想

＜社会的事象への関心・意欲・態度＞

- ・ごみの処理にかかわる対策や事業に関心をもち、意欲的に調べている。
- ・地域社会の一員としてごみの減量や資源の再利用などの取組へ協力しようとしている。

＜社会的な思考・判断・表現＞

- ・ごみの処理対策や事業と自分たちの生活とを関連付け、それらの対策や事業が地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持や向上に役立っていることを考え、分かりやすく説明している。

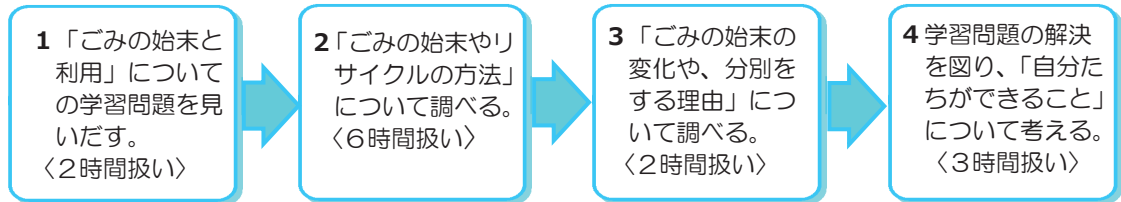
＜観察・資料活用の技能＞

- ・ごみの収集場所や清掃工場を観点に基づいて見学したり聞き取り調査をしたり、地図や統計などの資料を活用したりして、ごみの処理にかかわる対策や事業について必要な情報を集めて読み取ったり、まとめたりしている。

＜社会的事象についての知識・理解＞

- ・ごみ処理にかかわる対策や事業は計画的・協力的に進められていることを理解している。
- ・ごみ処理にかかわる対策や事業と、自分たちの生活や産業とのかかわりを理解している。

単元の構成
13時間扱い



本時のねらい
(13時間中第10時)

分別等のきまりが存在する理由や、それらのきまりと自分たちの生活や産業とのかかわりについて考える。

導入

前時までの調べ学習の内容を基に、「社会のきまり」について考え、本時の学習課題をつかむ。「ごみや資源の出し方に、ルールやきまりがあるのはなぜだろうか。」

学習課題に対して予想する。

「出す曜日を決めないで一度に出すと、分けるのが大変だから。」
「きまりがなければ、一日にたくさんのごみが処理場に来てしまうから。」
「分別をしないと、ごみの量が増え、ごみを埋める場所がすぐにいっぱいになってしまうから。」
「いろいろなごみを混ぜて出す人がいて、リサイクルするときに大変だから。」

展開①

みんなのためのきまりは、自分たちがよりよく暮らしていくためのものであることをとらえさせる。

「ごみとは何か」を改めて考え、ワークシートに記入する。

「いらなくなったもの。」「生活の中でどうしても出てきてしまうもの。」「考え方によって減らせるもの。」

法律実務家の話

「ごみとは何か、法律上、厳密には決まっていない。そのため、人によって何をごみとするのか、『ごみ』のとらえ方が違う。ごみや資源の出し方についてルールやきまりがないと、困ったことが起こる可能性がある。」

「ごみを勝手に捨ててよいか」を考え、ワークシートに記入する。

「勝手に捨てるのはよくない。道端に捨てたり、曜日が違う日に出したりすると邪魔になるし、においがするので、他の人に迷惑だから。」
「ごみは、勝手に捨てるというところからにおいがする。道などに置いてあると、歩いている人の邪魔になるからごみを勝手に捨てるのはいけない。」
「勝手にごみを捨てると、自分の住んでいる地域が汚くなってしまふから。」
「いけない。決められた曜日以外に捨ててしまうと日本中がごみだらけになる。邪魔になってしまう。」
「勝手に捨ててはいけない。なぜなら、みんなが勝手に捨ててしまうと、環境も悪くなるし、みんなにも迷惑だから。」

展開②

「ごみや資源を出すときの、みんなのための工夫」について個人で考え、グループ討論した結果を発表する。

法律実務家の話

グループ討論に参加し、話し合いをより深めるために質問をしたり、新たな視点(例、看板の色、言語、時間、場所など)を示したりする。

「いろいろな国から来ている人が困らないように、英語や韓国語、中国語など、多くの国の言葉で書いてあることが分かりました。」
「種類によって色が分けられていて、みんなにとって分かりやすい。」
「ごみを出してよい日や時刻も決められている。」



〔行政書士の先生による助言〕

法律実務家の話及び児童への質問とその反応

グループ討論した結果の発表を踏まえ、価値付けする。
「みんなのきまりにするためには、みんなが分かるための工夫がしてある。」
「みんなに対するきまりは、みんなに教えずにはいけないから、分かりやすく見えるようにしてあります。」
「ごみや資源を出すきまり以外には、どのようなものがあり、どのような工夫がありますか。」(児童の反応)
「信号があります。誰もが分かるように工夫されています。」

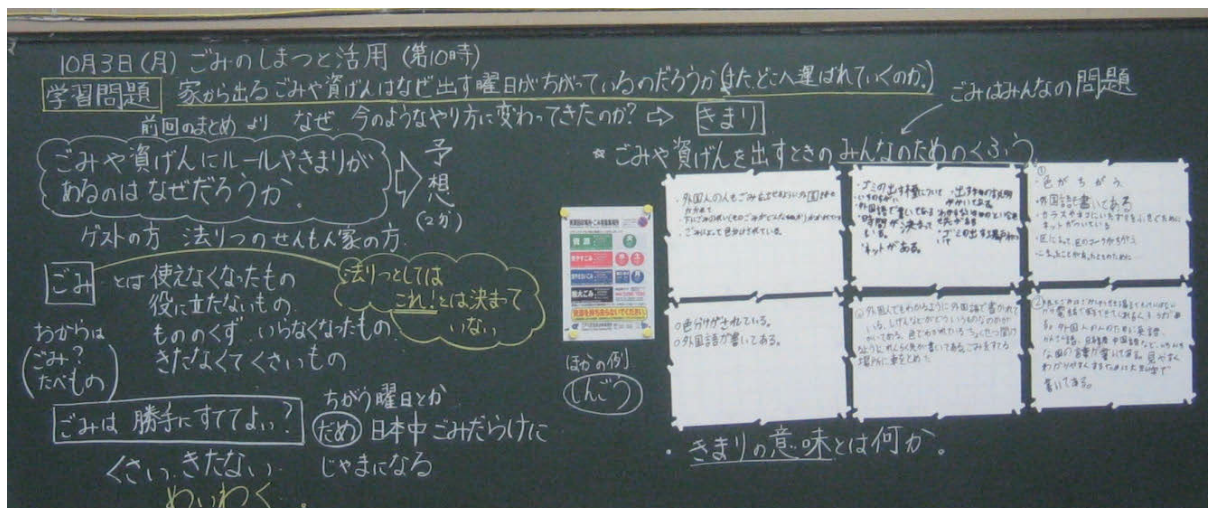
「ごみや資源」の学習を踏まえ、「きまり」の意味を考える。

終末

今日の学習について、振り返りをノートにまとめる。

きまりを守ることの大切さに気付かせる。

「ルールやきまりがあるのは、ほかの人に迷惑をかけないためだということが分かった。きまりがなかったら、ごみを勝手に捨てる人が増え、処分場もいっぱいになってしまう。きまりがあることでリサイクルが進むから、みんなのためになっていると思う。」
「きまりがないと、みんなが困ることになる。これがごみだ、というのが人によって違うから、ごみはみんなで協力して出すものと思った。『人々のごみに対する考え方はそれぞれ違うから、「ごみとは何か」が決まっていな』ということが、心に残った。」
「きまりは、みんなが守らないと全くくずれていくから、一人一人がちゃんと守らないといけない。ルールやきまりがあるのは、なければ自分が困るし相手も困るからだと思った。」
「ごみを出す人に、きまりを分かってもらい、ごみを出すときのきまりを守ってほしい。守らない人がいると、みんなが困ってしまうからです。きまりやルールがあるのは、地域の人たちが安心して暮らせるためにあると思いました。」



〔ごみの始末と利用について考える。〕

東京都行政書士会との連携による授業展開例②

中学校
第3学年
社会科
(公民的分野)

法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ授業展開例

単元名「現代社会の見方や考え方」

現代社会をとらえる見方や考え方に重点をおいた授業構想

<社会的事象への関心・意欲・態度>

- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義に対する関心を高め、それらを実生活に結び付けて意欲的に追究している。

<社会的な思考・判断・表現>

- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現している。

<資料活用の技能>

- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義に関する様々な資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、読み取ったり図表などにまとめたりしている。

<社会的事象についての知識・理解>

- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義と、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎としての「対立と合意」、「効率と公正」などについて理解し、その知識を身に付けている。

単元の構成
5時間扱い

1 「対立と合意」の仕方について考える。
<1時間扱い>

2 具体的な問題の解決策について考える。
<2時間扱い>

3 個人の尊厳と両性の本質的平等について考える。
<1時間扱い>

4 現代社会の見方や考え方についてまとめる。
<1時間扱い>

本時のねらい
(5時間中第2時)

「ある集合住宅における騒音問題」を題材に、その具体的な解決策を考えることを通して、「対立と合意」、「効率と公正」について考える。

導入

ある集合住宅における騒音問題の概要を紹介する。

展開

具体的な問題点(対立点)を個人で整理し、グループごとに解決策を考え発表する。

「自分で見たり感じたりしてその部屋の購入を決めたのだから、多少の苦難は受け入れるしかない。」
「子供に関することはある程度大人が我慢して、ピアノを夜弾くのをやめてもらい、昼間に弾いてもらう。」
「動物も人間も利用できる公園・広場をつくる。」

現代社会をとらえる見方や考え方の基礎である「対立と合意」、「効率と公正」について考察させる。

各グループが考えた解決策について、「効率」と「公正」の視点から評価し、修正する。

「効率」の視点
・問題解決の可否、金額、時間等
「公正」の視点
・手続き、機会、結果の公正等

「一定の期間で集会をし、話し合ってお互いを理解する。その上で、マンション全体のルールを決める。」
「集会場を利用できるようにすればよいのではないか。」
「ルールを運用して、その意見を自由に言える機会や目安箱を設置する。」

法律実務家の話

グループの修正案の発表を聞き、価値付けをするとともに、合意形成に重要な要素を伝える。

「お互いを知り、意見を出し合うこと。」
「相手の意見を聞き、自分の意見もしっかり伝えること。」など。

終末

今日の学習を振り返り、考えたことをノートにまとめる。

現代社会をとらえる見方や考え方を理解する。

「みんなが快適に暮らす方法をみんなで考えることに意味があると思いました。また、しっかり意見を言うことも時には必要だと思いました。」

「自分もマンションに住んでいるので、一人一人の事情と主張が分かります。しかし、そのような関係の中、法律実務家の先生のおっしゃる通り互いが互いを知らないと問題の解決策は見えないと改めて感じました。」

主体的に法やルールを策定する意識を育む授業展開例

単元名「ヘーゲルの人倫の思想」

「社会と個人」、「法律と道徳」といった倫理的諸課題を考察させることに重点をおいた授業構想

<社会的事象への関心・意欲・態度>

・「社会と個人」、「法律と道徳」といった倫理的諸課題の背景にある対立構造について多面的・多角的に考察しようとしている。

<社会的な思考・判断・表現>

・異なる立場が対立する倫理的諸課題を、多面的・多角的に考察し、その対立解消のための策の是非について公正に判断するとともに、判断した経緯を根拠に基づいて適切に表現している。

<資料活用の技能>

・社会的規制や法律に関する諸資料を収集し、学習に役立つよう効果的に活用している。

<社会的事象についての知識・理解>

・ヘーゲルの絶対精神に基づく歴史観や弁証法の原理について、その思想の意義や用語のニュアンスを理解している。

単元の構成
2時間扱い

1 ヘーゲルの歴史観を理解し、弁証法的方法を用いて、多面的・多角的に考察する。〈1時間扱い〉

2 ヘーゲルがカントを評価した点と批判した点について調べ、そこから人倫の考え方を理解する。〈1時間扱い〉

本時のねらい
(2時間中第1時)

ヘーゲルの人倫の思想を、個人と法との関係を主な視点として考察し、民主社会の倫理的な見方や考え方を身に付ける。

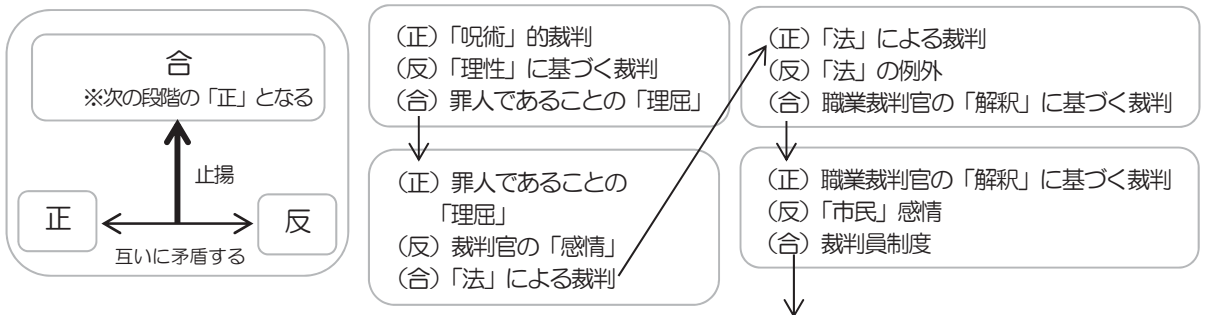
導入

身近な例から弁証法の仕組みについて理解する。

展開

裁判制度発展の歴史を理解するとともに、主観（正）と客観（反）を統合した（合）を見いだすことの大切さを理解する。

「あるべき姿は現実に実現する」、「社会はよりよくなっていく」といったメッセージを、新しい社会の形成者として受け止めさせる。



現在の裁判員制度（正）の課題（反）を挙げるとともに、その課題を発展的に解決できる新しい制度（合）のあり方について話し合い、グループごとに結論を発表する。

(反)「裁判員が量刑判断まですることで、裁判員の精神的負担が重くなるのではないか。」
「裁判員や被告人のプライバシーが守られないこともあるのではないか。」
(合)「重罪について裁かない。」
「裁判員を保護する。」

法律実務家の話

裁判員制度の現状について触れ、現実的な新制度（合）を考えるよう助言する。

現行制度を「法」、現在の法律上の課題を「道徳」、新しいあるべき制度を「人倫」として一般化し、ヘーゲルの人倫の思想を理解する。

終末

今日の学習について考えたことをノートにまとめる。

「裁判員が参加しやすくなるよう社会の仕組みを整備する必要がある。」
「自分の意見を法律実務家の先生が肯定的にとらえてくれたため、価値のあるものだったということが実感できた。」
「裁判員制度の課題を克服するための現実的な制度（合）を、今後の学習の中で見いだしていきたい。」

授業の実施前・実施中・実施後における法律実務家との連携について

各学校において、「法」に関する教育の基本的な考え方を踏まえた単元・題材等の指導計画の作成・実施・評価・改善に当たっては、「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる指導内容を扱うことから、教師による創意工夫を生かした指導を中心としながら、法律実務家と連携を図った取組を行うことが考えられます。

学校と法律実務家との連携例

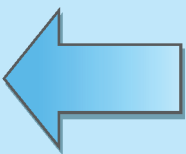
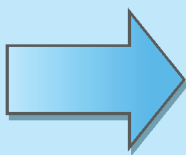
学校

「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる指導内容を扱う。

【相談内容（例）】

- 新たな指導方法を紹介してほしい。
- 教材分析の段階で生じた疑問に対して、助言してほしい。
- 授業内で、児童・生徒の学習活動を価値付けてほしい。

授業のねらいを明確にした相談



- 相談内容に対する回答
- 法的根拠の提供

法律実務家

東京弁護士会 広報課

電話 (03)3581-2251
ファクシミリ (03)3581-0865

東京司法書士会

電話 (03)3353-9191
ファクシミリ (03)3353-9239

東京都行政書士会

法教育推進特別委員会

電話 (03)3477-2881
ファクシミリ (03)3463-0669

教育委員会

東京都教育庁指導部義務教育指導課 法に関する教育担当

電話 (03)5320-6841
ファクシミリ (03)5388-1733
電子メール S9000024@section.metro.tokyo.jp

必要に応じたコーディネート

相談内容も含めて、当課担当指導主事が、学校と法律実務家とのコーディネートをいたします。
授業を行う2か月前を目途に御相談いただくと、打合せの日時を十分に確保することができ、授業の一層の充実を図ることができます。